

第 8 回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

# 会 議 録

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日 午後 1 時 3 0 分 ~

第 8 回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会会議録

開催年月日	平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日					
会 場	飯山町役場分館 1 階大研修室					
議 長	新土光夫					
出席並びに 欠席委員  出席 24名 欠席 0名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会 長	新土光夫		委 員	三谷清明	
	副会長	新井哲二		委 員	金澤敏夫	
	副会長	二神正國		委 員	高橋 等	
	委 員	長原孝弘		委 員	永田さな江	
	委 員	松尾良幸		委 員	細川 滋	
	委 員	宮武 要		委 員	細谷達則	
	委 員	倉本清一		委 員	奥村恭子	
	委 員	香川信久		委 員	小林 基	
	委 員	吉田正明		委 員	原田泰男	
	委 員	高木新仁		委 員	建石照夫	
	委 員	小松利弘		委 員	秦 勉	
	委 員	廣田 穰		委 員	横田良子	

## 第8回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会会議次第

日時 平成15年11月26日(水)13時30分～

場所 飯山町役場分館1階大研修室

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 報告
    - ア 報告第33号 新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会の報告について
    - イ 報告第34号 新市建設計画策定小委員会の報告について
    - ウ 報告第35号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する検討小委員会の報告について
  - (2) 協議
    - ア 協議第47号 事務組織及び機構の取扱いについて
    - イ 協議第48号 町名、字名の取扱いについて
    - ウ 協議第49号 各種事務事業 各種福祉制度関係の取扱いについて(その2)
    - エ 協議第50号 各種事務事業 ごみ・し尿収集運搬業務関係の取扱いについて
    - オ 協議第51号 各種事務事業 学校教育関係の取扱いについて
    - カ 協議第11号 新市建設計画の策定について(継続協議1)
    - キ 協議第9号 新市の事務所の位置について(継続協議1)
  - (3) その他
    - ア 第9回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会日程について
    - イ その他
- 4 閉会

事務局長 それでは、定刻が参りましたので、ただいまから第8回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

最初にご報告を申し上げます。

規約第10条第1項の規定に基づきます会議の成立でございますけれども、本日の出席者数は、会長を除きます委員23人中全員の出席となっておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日は、事務局のほか建設計画部会、総務分科会、児童分科会、廃棄物対策分科会、学校教育分科会の各会長又は副会長等が出席をいたしております。よろしくお願いを申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配布しております会議次第に沿いまして進行させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、開会に当たりまして、新土会長様からごあいさつを賜りたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

会長 それでは、失礼します。新土でございます。

本日は、第8回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、ご参集を賜りましてありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、前回の合併協議会におきまして、新市の名称を「丸亀市」とすることが確認され、1市2町の合併協議に大きな前進がございました。

今回は、報告事項3件、協議事項6件を議事として事前に資料を配布いたしておりますが、資料配布後に行われました新市の名称及び事務所の位置候補選定小委員会所管である「新市の事務所の位置」を協議事項として、本日追加提出をいたしております。その結果、今回は、「新市の事務所の位置」及び「新市建設計画」という小委員会で検討をしていただいた項目や、保育料やごみなど住民生活にかかわりの深い項目を提出することになり、今回の合併協議会は、いわば「協議の山場」ではなからうかと考えております。

毎度のお願いになりますが、委員みなさま方には十分にご審議を賜り、ぜひとも、協議を調べていただきますようお願いを申し上げます。簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。

議事に先立ちまして、事務局よりお願いがございます。

会議記録作成のために、誠に恐れ入りますけれども、ご発言に際しましては、各デスクのマイクのボタンを押していただきますようお願い申し上げます。また、ご発言を終えた際にも、再びボタンを押していただきまして切っていただきますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

また、議事の都合上、発言される場合には、市町名とお名前をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入りますけれども、会議の議長につきましては、合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして会長が行うこととなっております。

それでは、新土会長様、よろしくお願い申し上げます。

会長 それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。よろしくご協力の

ほど、お願い申し上げます。

これから先、腰をかけたままで失礼することのお許しをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、早速進めてまいります。最初に、会議次第の「3 議事」のうち「(1) 報告事項」からまいります。

報告第33号の「新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会」につきまして、小委員会の宮武委員長から報告をお願いいたします。

はい、どうぞ。

宮武委員長 飯山町の宮武でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会第6回の会議の内容について、概要をご報告申し上げます。

本編2ページ、本日お配りいたしました、1枚ものの別紙をご覧ください。

第6回小委員会は、本日、11月26日(水曜日)午後12時30分から、飯山町役場分館2階第一研修室において、全委員出席のもと、開催いたしました。

新市の事務所の位置については、さきの第5回小委員会におきまして「新市の事務所の位置は、現在の丸亀市役所の位置であります。丸亀市大手町二丁目3番1号とする。ただし、庁舎の建替時においては、事務所の位置を見直すものとし、住民の利便性を最大限考慮するものとする。」との基本的な考え方が小委員会の意見として集約され、これを各委員それぞれ持ち帰り検討の上、第8回合併協議会に提案すべく協議を調える、といたしておりました。

本日の小委員会におきましては、それぞれご検討いただいた、この基本的な考え方について各委員に意見を求め、小委員会としての取りまとめを行いました。一部委員より、庁舎建替時の見直しについて、「具体的に『国道11号の南で』という文言を追加していただきたい。」との意見が出され、種々議論いたしました結果、第5回小委員会で集約された基本的な考え方を一部修正し、「新市の事務所の位置は、丸亀市大手町二丁目3番1号とする。ただし、庁舎の建替時における事務所の位置については、国道11号の南で候補地を選び、住民の利便性を最大限考慮するものとする。」ということで、当、小委員会の意見の一致を見たところでございます。

以上、簡単でございますが、第6回新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会の報告を終わります。

会長 ありがとうございました。

ただいま宮武委員長から報告第33号について説明がございました。

この取扱いにつきましては、協議事項として追加提案いたしておりますので、その場において協議をいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、報告第34号の「新市建設計画策定小委員会」につきまして、小委員会の長原委員長から報告をお願いします。

はい、どうぞ。

長原委員長 丸亀市の長原でございます。

第6回及び第7回の新市建設計画策定小委員会のご報告を申し上げます。

本編の3ページ、4ページをお開きください。

第6回新市建設計画策定小委員会は、10月22日、第7回合併協議会終了後、飯山町役

場分館 2 階第二研修室において全委員出席のもと開催をいたしました。

委員会におきましては、第 5 回の小委員会に引き続きまして、新市建設計画の「主要施策・主要事業」について協議をいたしました。

1 市 2 町の議会特別委員会での意見も踏まえまして、語句の修正を加えた上で、小委員会として原案を了承いたしました。

お手元の資料「新市建設計画（案）」の 3 4 ページ、3 5 ページをお開きください。「新市建設計画（案）」の 3 4 ページ、3 5 ページでございます。

第 4 章の新市建設の施策といたしまして、そこにお示しいたしておりますように、7 つの基本方針と 4 1 の主要施策をお示しをいたしております。

次の 3 6 ページから、この 7 つの基本方針に沿って主要な施策と主要事業の概要を掲載いたしております。

簡単に内容をご説明してまいります。

3 6 ページでは、基本方針の（ 1 ）自然との共生、多様な自然を尊重し未来に伝えるまちづくりの実現のために、主要施策として 地球環境の保全と循環型社会の実現、 自然環境の保全と活用の 2 つを定めております。

3 7 ページの表では、主要施策を実行するための主要事業といたしまして、地球環境の保全と循環型社会の実現では環境基本計画の策定、地球温暖化防止施策の推進、自然環境の保全と活用では、土器川の保全と活用、河川改修事業、飯野山など里山の整備、森林公園の整備を掲げております。

次に、3 8 ページ、3 9 ページでは、基本方針の（ 2 ）生活環境の整備、もう一步便利で快適な生活を目指すまちづくりを実現するための主要施策といたしまして、 道路の整備、公共交通の整備、 適正な土地利用と市街地の整備、 良好な住宅・住空間の整備、 上水道の整備、 下水道の整備、 公園・緑地の整備、 港湾の整備、 環境衛生の充実、 離島の振興を定めております。

次の 4 0 ページに、これら 1 0 の主要施策を実行するための主要事業として、道路の整備では県道等改築事業、県道等交通安全事業、市道等整備・改築事業、バリアフリーのまちづくり、遊歩道の整備、自転車道の整備、公共交通の整備では公共交通機関の確保、適正な土地利用と市街地の整備では都市計画マスタープランの策定、都市景観形成基本計画の策定、市街地の整備、良好な住宅・住空間の整備では土地区画整理、市営住宅の整備、上水道の整備では水道施設の整備、下水道の整備では単独公共下水道・流域関連公共下水道・流域関連特定環境保全公共下水道・特定環境保全公共下水道の整備、農業集落排水施設の整備、合併浄化槽設置促進、公園・緑地の整備では緑の基本計画の策定、公園の整備、港湾の整備では港湾改修事業、環境衛生の充実では環境施設の整備、墓地公園の整備、離島の振興では離島交通の確保をそれぞれ掲げております。

次に、4 1 ページ、4 2 ページでは、基本方針の（ 3 ）であります産業の振興、多様な産業がいきいきと発展するまちづくりを実現するための主要施策といたしまして、 農林水産業の振興、 商工業の振興、 観光関連産業の振興、 雇用対策の強化を定めております。

4 2 ページの下段に、これら 4 つの主要施策を実行するための主要事業といたしまして、農林水産業の振興では体験型農業整備事業、産直市場の支援、フルーツの里づくり、ため池の整備、農地海岸整備事業、農道整備事業、農村振興総合整備事業、林道整備事業、商工業

の振興では商店街の活性化、観光関連産業の振興では観光交流拠点の整備、雇用対策の強化では雇用機会の創出、高齢者・障害者などの雇用促進をそれぞれ掲げております。

次に、43ページでは、基本方針の(4)教育・文化の振興、自分と郷土に誇りを持った人材を育てるまちづくりを実現するための主要施策として、生涯学習の推進、学校教育の充実、芸術・文化活動の推進、スポーツ・レクリエーションの振興を定めております。

次の44ページに、これら4つの主要施策を実行するための主要事業といたしまして、生涯学習の推進では生涯学習推進体制の整備、生涯学習施設の整備、学校教育の充実では教育施設の整備、芸術・文化活動の推進では文化振興条例の制定、芸術・文化施設の整備と活用、史跡の整備など、スポーツ・レクリエーションの振興では総合運動公園の整備、スポーツ・レクリエーション推進体制の整備を掲げてございます。

次に、45ページから基本方針の(5)健康・福祉・安心の確保、みんなが安心して暮らせるまちづくりを実現するための主要施策といたしまして、地域福祉の充実、保健・医療の充実、高齢者福祉の充実、障害者福祉の充実、子育て支援の推進、保険・年金の健全化、介護保険の充実、消費者保護の充実、消防・防災体制の整備、交通安全・防犯対策の推進をそれぞれ定めております。

47ページの下段には、これら主要施策を実行するための主要事業といたしまして、地域福祉の充実では保健・医療・福祉の連携、保健・医療の充実では健康増進計画の策定、健康づくり推進施設の整備、予防対策の推進、救急医療体制の充実、高齢者福祉の充実では高齢者保健福祉計画の策定、老人福祉施設の整備、障害者福祉の充実では障害者基本計画の策定、子育て支援の推進では次世代育成支援対策行動計画の策定、保育所の整備、児童館の整備、介護保険の充実では介護保険事業計画の策定、消防・防災体制の整備では防災拠点の整備など、防災体制の整備を掲げてございます。

次に、48ページでは、基本方針の(6)行財政の改革、厳しい改革に積極的に取り組むまちづくりを実現するための主要施策としまして、行政改革の推進、財政の健全化、行政情報化の推進、広域行政の推進を定めておりまして、これらの施策を実行するための主要事業といたしまして、行政改革大綱の策定、行財政改革基盤施設の整備、民間活力の導入を掲げてございます。

最後に、49ページ、50ページでは、基本方針の(7)コミュニティの活性化、交流とにぎわいの中で人を大切にするまちづくりを実現するための主要施策といたしまして、コミュニティ活動の支援、情報公開の推進・個人情報の保護、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、市民参画の推進、国際化への対応、情報・通信基盤の整備を定めてございます。

51ページに、これらの主要施策を実行するための主要事業として、コミュニティ活動の支援ではコミュニティ基盤施設の整備、合併市町村振興基金設置事業、公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、人権尊重社会の実現では人権・同和行政の推進、人権・同和教育の推進、男女共同参画社会の実現では男女共同参画推進に関する条例の制定、政策・方針決定過程への女性参画の拡大、市民参画の推進では自治基本条例の制定、市民活動団体など活動の支援、情報・通信基盤の整備ではケーブルテレビの整備推進、新市高速ネットワーク・地域公共ネットワークの構築をそれぞれ掲げております。

以上7つの基本方針に沿いまして、主要施策と主要事業の概要をご説明をいたしました。

恐れ入りますが、本編の4ページの方にお戻りください。

第6回の小委員会の協議におきましては、5 その他といたしまして、新市建設計画の県事業であります「県道岡田丸亀線」の丸亀市の未改良部分と飯山町の未改良部分につきまして、県に追加要望することを小委員会として了承いたしました。

最後に、第7回小委員会を11月14日、午前9時から開催することにし、閉会をいたしました。

次に、本編の5ページをお開きください。

続きまして、第7回新市建設計画策定小委員会のご報告を申し上げます。

第7回の新市建設計画策定小委員会は、11月14日、午前9時から、飯山町役場分館2階第二研修室において、全員出席のもと開催をいたしました。

はじめに、報告事項といたしまして、県に追加要望しておりました「県道岡田丸亀線」の丸亀市の未改良部分と飯山町の未改良部分について、県から承認の通知があったことが報告されました。

続きまして、協議事項として、新市建設計画のうち「新市の都市構造」、「公共施設の統合整備」、「財政計画」の3項目とこれらを含めました「新市建設計画全体」の取りまとめについて協議をいたしました。

先ほどの資料の「新市建設計画(案)」の28ページ、29ページをお開きください。

第4章の「新市の都市構造」につきましては、現在の1市2町の土地利用の状況等を参考にいたしまして、市街地ゾーン、田園居住ゾーン、臨海ゾーン、海洋ゾーン、森林保全ゾーンの5つのゾーンで整理いたしております。

小委員会におきまして、29ページの市街地ゾーンの説明と表示について委員から意見が出され、協議の結果一部修正を加え、お手元の表のように決定し、承認をいただきました。

続きまして、54ページをお開きください。

新市における「公共施設の統合整備」の基本的な考えとして、そこに記載されてありますとおり承認いたしました。

読み上げさせていただきます。

#### 「公共施設の統合整備」

教育・福祉・文化・スポーツなどの各種公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などに十分配慮するとともに、地域の特性や地域バランス等を考慮しながら検討していくことを基本とします。

新たな公共施設の整備については、財政状況を踏まえ事業の効果等を十分検討するとともに、既存の公共施設を可能な限り有効利用・相互利用するなど効率的な運用に努めます。

以上でございます。

次に、58ページ、59ページをお開きください。

第7章の「財政計画」につきましては、合併特例法に基づいて、合併後10年間の計画となっております。

なお、公営企業会計などの特別会計を除いた普通会計として、平成14年度の決算と平成15年度の予算をベースに作成をいたしております。

まず、歳入でございますが、地方税・地方譲与税は、現行制度を基本に計上いたしております。



地方交付税には、合併特例債の交付税の措置分、合併の補正分、合併に対する特別交付税の追加分等の財政支援を見込んでおります。

国庫支出金、県支出金には、合併市町村への国・県の補助金や合併支援特別交付金等の追加措置を見込んでおります。

地方債には、通常事業分に加えまして、合併特例債の対象事業費を10年間で200億円と見込んでおります。

繰入金には、財政調整基金、その他特定目的基金等からの繰り入れを見込んでおります。

続きまして、59ページの歳出でございますが、人件費は、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減や合併に伴う特別職等の減を見込んでおります。

物件費は、合併による経費の削減効果と民間委託などによる経費の増加等をそれぞれ考慮して計上いたしております。

扶助費は、今後の少子化など社会情勢等を踏まえて算定をいたしております。

補助費等では、飯綾消防組合と桜谷聖苑が一部事務組合から新市に移行することなども考慮いたしております。

公債費は、これまでの借入分の償還金と今後の合併特例債や通常事業の起債の償還金を見込んでおります。

積立金は、剰余金等の積み立てのほか、合併後のまちづくりのための「合併市町村振興基金」への積み立てを計上いたしております。

普通建設事業費は、通常の事業費と合併特例債の対象となる事業費を見込んでおります。

また、定員管理目標として、人口類似都市の状況も参考にいたしまして、合併後10年後の職員数を950人と定めております。

次の60ページが最後のページですが、次の60ページが平成17年度から平成26年度まで10年間の各項目の数値の集計でございます。

なお、国の三位一体改革など、今後の財政動向に不透明な要素が多く、国の補助金や交付税など、歳入の大幅な減少も予想されますが、あくまで現時点で集められる情報を集約いたしまして積算をいたしております。

以上の財政計画案につきまして、小委員会で協議をいたしましたが、1委員から異論がありました。当小委員会としては財政計画案を含めた新市建設計画全体を原案として協議会に提案することに決定いたしました。

恐れ入りますが、本編の5ページをお願いいたします。

下の欄の6のその他といたしまして、1市2町の小・中学生から応募のありました「人・夢・未来 わたしたちのまち」ポスターの審査をいたしました。

各市町ごとに小学校・中学校から各1点ずつ計6点を最優秀賞として選考いたしました。

最優秀賞又は優秀賞として選定しましたポスターにつきましては、本日の協議会の会場にあります飯山町役場分館ロビーに展示いたしておりますので、お帰りの際にご覧いただければと思います。

入選作品につきましては、今後、合併協議会の広報紙等に活用することにいたしております。

最後に、第8回小委員会の日程を12月16日、火曜日の午前9時から開催することとし、小委員会を閉会いたしました。

以上で、第6回及び第7回の新市建設計画策定小委員会の報告を終わります。

会長 ありがとうございます。

ただいま長原委員長から報告第34号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

高木委員 綾歌の高木でございます。

合併特例債の件なんですけど、ご存じのように、先進地を見ますと、合併特例債のハードルが年々高くなってきているように感じます。その点、事務局なり執行部の方はどういうふうにお考えになっとるか、まずお伺いします。

会長 ありがとうございます。

それじゃあ、事務局から。

事務局長 合併特例債の適用につきましては、新市の一体化を促進するものであったり、また新市におきます地域間の是正を図るもの、そういった事業に充てられるわけでございまして、従来やっておりますもろもろの事業についてすべて適用があるというわけではございません。そういうことから、できるだけ新しいまちづくりに合併特例債が適用されますと、交付税措置等優遇されますので、非常に財政的には条件がよくなりますので、事務局といたしましても県の方、また国の方に対しまして、今委員さんが言われましたように、そういう情報も入ってきておりますので、そういう要望活動等も実施をいたさなければならないというふうには考えておりますけれども、一定の条件のもとに特例債の適用があるということについては事実でございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

会長 高木委員さん、よろしゅうございますか。

高木委員 はい。

会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ほかにないようでございますので、次に移りたいと思っております。

引き続きまして、報告第35号の「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきまして、小委員会の松尾委員長から報告を願います。

はい、どうぞ、松尾委員長。

松尾委員長 綾歌町の松尾でございます。

議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会のご報告を申し上げます。

小委員会の前回の合併協議会以降、2回ほど開催をいたしました。

第5回のご報告を申し上げます。

本編は7ページでございます。

まず、第5回小委員会は、前回の合併協議会終了後、委員全員の出席のもと開催をいたしました。

協議内容につきましては、特例の適用や選挙区設置の是非、議員定数等に関する各議会での協議の状況について、1市2町の議会議員の委員から報告を受け、小委員会で協議した結果、新市の議員定数及び設置選挙における議員定数について、基本的な考え方を集約いたしました。そして、選挙区の設置の是非を含め、さらに各議会で細部の調整を行うため、再度持ち帰り協議することといたしました。

次に、第6回、本支配布をいたしました本編8ページであります。

第6回小委員会は、11月20日、委員全員の出席のもと開催をいたしました。

協議内容につきましては、特例の適用や選挙区設置の是非、議員定数等に関する各議会で、その後の協議の状況について、1市2町の議会議員の委員から報告を受け、小委員会で意見交換を行い、新市の議員定数及び設置選挙における議員について概ね考え方を集約いたしました。しかし、1議会において、なお、議論を深める必要があるため、小委員会として継続協議を行うことにいたしました。

次回の小委員会につきましては、12月上旬に行う予定で、ただいま調整中でございます。以上、ご報告を申し上げます。

会長 ありがとうございます。

ただいま、松尾委員長から報告第35号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ないようでございますので、次に進みたいと思います。

それでは、報告事項3件終えまして、ただいまから「議事(2)協議事項」に入りたく存じます。

会議次第では、協議第47号「事務組織及び機構の取扱い」が最初の協議事項になっておりますが、ただいま各小委員会からの報告がありましたので、小委員会関連の協議事項からお諮りしたいと思っております。

まず最初に、「協議第11号 新市建設計画の策定」についてをお諮りします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼をいたします。計画班の谷淵でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、協議第11号新市建設計画の策定について説明を申し上げます。

本編16ページをお開きください。

第2回合併協議会の継続協議として提案するものでございます。

お手元の先ほどの資料でございます「新市建設計画(案)」の目次をお開きいただきたいと思います。

これまで、新市建設計画策定小委員会でご審議いただき、その都度、委員長から内容を報告いたしましたので、ここでは経過説明にとどめさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これまで、新市建設計画策定にあたり、合併協議会設置後の4月から5月にかけて、1市2町の全世帯を対象に住民アンケートを実施するとともに、新しいまちづくり住民ワークショップを3回開催し、住民の方々のご意見もお聞きしながら進めてまいりました。

第1章「序論」、第2章「新市の概況」につきましては、主に合併協議会発足前の合併検討会において調査研究したものでございます。委員のみなさまにも、以前、「丸亀市・綾歌町・飯山町合併基礎資料」というピンクの冊子でございますが、それをお配りしたものを基本に作成をしております。

続きまして、第3章「新市建設の基本方針」につきましては、第1回ワークショップの成果を踏まえ、「新市建設計画(案)」の22ページ、23ページ、4つの「新市建設の基本理念」と、それから30ページから32ページでございますが、7つの「新市建設の基本方針」について第2回新市建設計画策定小委員会でご協議いただき、第4回合併協議会におきまし

て委員長から報告したものでございます。

続きまして、24ページにお戻りいただきたいと思えます。

第3章中、「新市の将来像」いわゆる新市のキャッチフレーズにつきましては、第2回住民ワークショップの成果を踏まえ、第3回新市建設計画策定小委員会でご協議いただき、第5回合併協議会において委員長から報告したものでございます。

第4章「新市建設の施策」以降につきましては、第3回住民ワークショップを踏まえ、第3章中の「新市の都市構造」も含め、第4回から第7回の新市建設計画策定小委員会でご協議いただきまして、先ほど長原委員長の方からご報告をしたものでございます。

なお、新市建設計画(案)につきましては、今後、県との事前協議を行うこととなります。県との協議で字句等の修正が加わることも考えられますが、事業等に大きな変更を及ぼさないものにつきましては、報告事項とさせていただくことをご了承をいただくようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、協議第11号「新市建設計画」の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から協議第11号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ないようでございますので、協議第11号の取扱いについては原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ありがとうございます。原案のとおり確認といたします。

引き続きまして、協議第9号の「新市の事務所の位置」についてお諮りをいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。事務局総務班の青木でございます。

協議第9号新市の事務所の位置について(継続協議1)につきましてご説明申し上げます。

協議第9号として本日お配りいたしました、1枚ものをご覧いただきたいと思えます。

新市の事務所の位置につきましては、先ほど、所管の小委員会委員長から、本日11月26日、水曜日、午後12時30分から開催されました、第6回新市の名称及び新市の事務所の位置候補選定小委員会におきまして、第5回小委員会で集約された基本的方針の一部修正がなされ、「新市の事務所の位置については、合併時にあっては、現在の丸亀市役所の位置でございます丸亀市大手町二丁目3番1号とし、建替が必要となった場合には、国道11号より南で候補地を選び、住民の利便性を最大限考慮する」とのことで意見一致を見た旨、小委員会の審議結果として報告いただきました。

これを受けまして、新市の事務所の位置について、協議第9号、囲みのとおり追加提案いたすものでございます。

囲み内、読み上げさせていただきます。

新市の事務所の位置について(継続協議1)

新市の事務所の位置は、丸亀市大手町二丁目3番1号とする。ただし、庁舎の建替時にお

ける事務所の位置については、国道 11 号の南で候補地を選び、住民の利便性を最大限考慮するものとする。

以上でございます。よろしくご協議お願いいたします。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から協議第 9 号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 それでは、協議第 9 号の取扱いについては、原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ありがとうございます。原案のとおり確認といたします。

続きまして、会議次第の最初に戻りまして、協議第 47 号の「事務組織及び機構の取扱い」についてお諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。

それでは、協議第 47 号事務組織及び機構の取扱いにつきまして、ご説明申し上げます。

本編 9 ページ、10 ページをご覧ください。

本編 9 ページには基本的調整方針を、それから 10 ページには、別紙として「新市の行政機構図（案）」をそれぞれ挙げさせていただいております。

また、資料といたしまして、別冊の個別調整方針及び説明資料の、1 ページから 4 ページにかけて、基本的考え方、1 市 2 町の組織・機構の現状、それから先進事例を 2 件、地方自治法等の関係法令の抜粋を挙げさせていただいております。

新市の事務組織及び機構の取扱いに関しましては、地方自治法等にもございますとおり、何よりも、合併後の住民生活に影響を与えない、住民サービスの低下を招かない、さらには、住民の声、地域の実情を、施策に反映することのできる組織・機構の整備、いわゆる住民本位の組織体制づくりが最も重要でございます。

地方自治法では、その第 2 条で、「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」また、「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体の協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならない。」と規定されております。

さらには、第 138 条の 3 におきまして、執行機関の原則として、「長の所轄のもとに、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。」また、「執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」このように規定されております。

そこで、こうした基本的事項を踏まえまして、今回その調整方針（案）として、本編 9 ページ囲み及び 10 ページにお示しいたしております、行政機構図（案）のとおり、ご提案申し上げます、ご確認願うものでございます。

内容について読み上げさせていただきます。

事務組織及び機構の取扱いについて

1 新市の事務組織及び機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- ( 1 ) 住民が利用しやすくわかりやすいこと。
- ( 2 ) 住民の声を適切に反映できること。
- ( 3 ) 指揮命令系統が明確で、責任の所在が明らかであること。
- ( 4 ) 行政課題等に迅速かつ的確に対応できること。

2 綾歌町及び飯山町の本庁舎を市民総合センター（支所）とする。市民総合センターについては、住民の利便性に十分配慮した組織及び機構とする。

3 新市の事務組織及び機構は、別紙のとおりとする。

これが10ページになります。

次の、10ページにお示しいたしております、新市行政機構図（案）につきましては、合併後の人口をも考慮いたしまして、部制を採用した組織・機構として整備する方針でございます。

また、綾歌町・飯山町の現、本庁舎は、それぞれ市民総合センター（支所）として位置づけ、市民からの意見・要望の受付処理を行う総合窓口をはじめ、出生届、婚姻届などの受け付けや、印鑑登録証明などの各種証明の取扱い、また、児童福祉、高齢者福祉などに関係する窓口事務、さらには、道路、上下水道等の維持補修を行うなど、住民に直結した身近な行政サービスに取り組むため、3課を配し、支所機能を持つ組織・機構となるよう整備することといたしております。

この新市の行政機構図（案）では、市長部門の9部（2つの市民総合センターを含む）それから37課（市民総合センターそれぞれ3課の6課を含む）それから4室をはじめ、水道事業部門等々合わせまして、14部56課4室の事務組織・機構（案）となっております。

なお、第7回合併協議会におきまして、ご提案申し上げ、ご確認いただきました「消防防災関係の取扱い」に係る、常備消防の組織・機構等につきましては、関係分科会におきまして、現在の丸亀市消防署を北消防署、飯綾消防署を南消防署として、また、消防本部につきましては、北消防署に設置する、こうした調整方針で意見一致を見ておりますので、行政機構図（案）に反映させていただきます。

各課における所掌事務の配分等につきましては、本日ご確認いただく調整方針に基づきまして、住民サービス優先の組織・機構となりますよう合併までに、関係分科会におきまして細部にわたる調整作業を進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から協議47号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いたします。

倉本委員さん。

倉本委員 基本的には、この部制で非常に結構だというふうに考えますが、少し説明を加えていただきたいのは、例えば丸亀市の機構図、部制をしいておりますが、これが多分基盤になる、基礎になるのではないかなというふうに考えます。それからしますと、部が2部増えとんですか。支所が2つ増えるのは、これは仕方ないにしても、部が2部増えとると。行政改革の立場からいえば、部を増やす方がいいのか悪いのかという議論も一方ではあるというふうに考えられます。そういう意味で、どういうことで2部を増やしてきたのか、この辺について市民の皆さんも非常に疑義が残ろうかというふうに考えますので、この際その点

も含めて部制のあり方、あるいは2部を増やした理由等々についてご説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

会長 ただいま倉本委員さんからのご質問ですが、事務局の方で。

どうぞ。

事務局長 今ご指摘がございましたように、資料編で現丸亀市の組織図をお示しをいたしておりますが、総務部につきましては本案につきましては企画財政部と分離をする。産業部、都市整備部、こちらについても2つの部制でやっていくということにつきましては、現状丸亀市におきましても、委員さん言われますように、過去におきましては行財政改革を推進するというところで組織のスリム化を図ってきました。その経緯として現状があるわけでございますけれども、いろいろとそこの2部に分かれた現状の部につきましては、非常に事務事業、各部、各課にそれぞれおきまして煩雑になっているという現状がありまして、ひいてはそれが住民の方々に事務執行するに当たって何かとご不便をおかけしているという実態がございます。そこで、1市2町でそのようなことも踏まえましていろいろ検討いたしました。その過程の中で、今の現状につきましては8万の行政規模でございますけれども、それが11万になるということを考えますと、それとまた行政エリアが相当広がってくるというようなことを考えますと、今、現に支所があるところについては新市移行時そういうことも考えますと、そこの部門について2部に対応していくことが住民サービスの確保が図られるんじゃないかというような考え方で調整が調ったものでございます。いろいろと議論をした結果、過去の実績等を踏まえながら検討した内容でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

どうぞ、倉本委員さん。

倉本委員 それで大体理解はされると思います。しかし、今後、行政改革の立場からいえば、できるだけ部制は少なくして市民の皆さんにサービスを向上していくと、こういう立場はこれまで丸亀市でも、あるいは飯山町でも、あるいは綾歌町でもそれぞれ協議した内容だというふうに思いますので、今後、この辺で問題があるかなという部制がもしあるとすればできるだけ簡素化していったって、住民の皆さんにサービスを向上できるような方向で考えていただきたいというふうに思いますので、これは要望ですから、ひとつ要望をつけ加えておきたいというふうに思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

ただいま倉本委員さんからのご要望でございますが、できる限り慎重に進めていかなきゃいけないという感じが私はいたしますんですが、そのご趣旨は十分に念頭において今後対応していきたいと思いますので、ご理解いただきます。

ほかにございませんか。

高橋委員さん。

高橋委員 飯山町の高橋です。

綾歌、飯山の市民総合センターですが、これの受け取り方についてはいろいろと考えがあ

ろうと思いますが、合併後における住民の利便性というほかに、私はやっぱり物理的な条件があってこの市民総合センターというのは設置されたんじゃないかと思います。この物理的条件というのは、現在の職員数が1市2町合わせますと千二百数十名ですか、これが今の新市建設では新しい事務所を設置しないということですから、一堂に入ることができない、ですから職員を分散しなければならない。そういう観点から、物理的な条件から市民総合センターというのを設置して、支所機能を持たすというような考え方が一つにはあるんじゃないかと。それで、今後10年間で職員数を減らして950名体制になれば、今の丸亀市の大手町の市役所に全員が入れると。そういう条件になりますと、この市民総合センターというのは人員が足らなくなるというようなことになるんじゃないかと思います。これは、新市建設計画の財政計画の中でも指摘したわけなんですけど、10年間で950人体制にしなければ財政がもたないというわけですから、職員数をこのまま減らしていきますと、この市民総合センターで働く職員はいなくなるというふうな、そのような考えも成り立つんじゃないかと思うから、恐らくこの市民総合センターの寿命は長くて10年でないかと。ですから、我々としてはこの10年間だけがあってありがたいのか、ありがたくないのか、その判断をこれから十分にしていかなければいけないと思いますが、その辺どういう考え方でこういった市民総合センターができたのか、もう一度詳しくお聞かせいただきたいと。

会長 ありがとうございます。

ただいま高橋委員さんからあのようなご意見が出たんですが、事務局からの詳細にわたってご説明願います。

事務局長 市民総合センターの考え方についてでございますけれども、1市2町が合併をするその計画に際しまして、特に支所機能を持つということにつきましては、従来ありましたそれぞれの役場業務というものをなくすることにつきましては、大変住民の方にとっては不都合が生じるわけございまして、本庁との距離的なもの、そういったことを考えまして、1市2町の中で2つの支所を持たしていく。その持たすことによって総合的な窓口業務をそこで確保する、そして住民の皆さん方が日常生活の中で容易にそういった新市役所との業務に接することができる、またいろんな届け出等、そういったことを安易にやっていけるというようなことで、本質的にその考え方をまとめ上げて支所機能、2つの支所をするというような考え方に至ったわけでございます。

それであわせて、950人体制で考えていくと、支所に配置する人数がいなくなるのでないかというご不安のことでのご質問であったかと思いますが、この職員数を設定するに当たりましては、新市が11万規模でございますので、その11万規模の他市の先進地、そういったところの行政人口に比較して同等、その職員数、そういったものを調査をいたしております。その調査のもとに、新市の特別会計でありますとか、そういったことも勘案しながら想定をしますと950人体制ということが、行財政改革を推進する中で適切な定員管理目標、そういうことに至ったわけございまして、当然それにつきましてはその支所機能をなくするとか、そういったことでは決してございませぬ。そういう950人体制の中で当然それらの確保をしながらやっていくという考え方でございますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

会長 どうぞ、高橋委員さん。



高橋委員 住民サービスは、よく言われておりますように、距離が近いか遠いか、近いからサービスがよいとか、遠いから悪いとか、そういった問題は二の次のことで、やはり手数料でありますとか、いろんな税金でありますとか、合併後のそういった負担が軽くなるとか、あるいは暮らしやすくなるとか、そういったのが住民サービスに直結するものであって、今後、住民票とか、あるいは印鑑証明とかは、住民票なんかはコンビニなんかでもとれるような時代ですから、大きな支所を置かなくても機械があればこういった地方でもとれるような時代が来ると思うんです。

ですから、これは検討していただきたいわけですが、こういった機構の中で、例えば教育委員会を本庁舎から離すととか、あるいは新しい産業部を農林水産でありますとか土地改良でありますとか、こういった産業部を例えば飯山・綾歌の支所に、あるいは教育委員会を飯山・綾歌のどちらかにというふうな、そのような考え方の機構改革ですね、それを検討していただきたい。これをぜひ要望したいと思います。

会長 よろしいですか。

事務局の方で、今、高橋委員さんのことにお答えできるんだったら、どうぞ。

事務局長 1市2町のそれぞれの担当部局と、また幹事会等での考え方、それと事務所の位置等の考え方も総合的に勘案した中でお答えを申し上げたいと思いますけれども、今委員さんが言われましたように、いわゆる一部の行政機能を別の庁舎に置くということにつきましては、機能分散ということで分庁方式という形のことだろうと思います。

それで、今回1市2町におきましては、分庁方式は基本的にとらないで、それはどういう議論の過程があったかと言いますと、新市の行政エリアの面積というのは111平方キロメートルでございます。これは、新市の面積につきましては、全国的にも平均的な市の面積の以下でございまして、できるだけ指揮命令系統をきちっとするとかというようなことにつきましては、やっぱり分庁方式ということよりも本庁方式の中で支所機能ということをとるべきでないかという考え方の中で今提案をしとるわけでございますので、そういうことでぜひご理解をいただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

会長 高橋委員さん、今事務局からの説明なんですが、なおご意見ありますか。

高橋委員 いえ、これ以上の意見はありませんが、私が申し上げた意見は意見として記録をしていただきたいと思います。

会長 それじゃあ、高橋委員さんのご意見は十分に事務局の方でも認識をしておいていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

高木委員さん、どうぞ。

高木委員 綾歌の高木でございます。

綾歌の特別委員会の率直な意見なり感想を、この項に關しての感想なんですが、余りにもこの合併を期にして、もろもろの件においてスリム化が大体目的、目標になつてくると思うのに、この別紙のとおり、非常に多過ぎるという意見でありますし、私もそう感じます。先ほど、丸亀の議長さんからご質問があったように、非常によく似た質問ではありますが、今後もう少しこの機構改革については考える必要があるのではいかというふうに思いますので、そういった考えがあるのかどうか、再度質問させていただきます。

会長 ただいま、高木委員さんの方からのご質問ですが、事務局の方でさらにご説明できますか。

どうぞ。

事務局長 今回、提案させていただきました組織の考え方については、先ほど申し上げました経緯の中からご説明申し上げたとおりでございますけれども、今、委員さんが言われたように、新市におきましては定員管理目標 950 人体制という経緯の中でこれから行財政改革も進めていかなくはなりません。したがって、この組織体制を 10 年間持ち続けてという考え方ではなくて、そういった考え方の中で必要な見直しをしていかなければならないというふうには考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

会長 高木委員さん、いかがでしょうか。

高木委員 見直していただけるという答弁でありますので、結構です。

会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ほかにないようでございますので、協議第 47 号の取扱いについては原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり確認といたします。

つづきまして、協議第 48 号の「町名、字名の取扱い」について、お諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。事務局調整班の五百森です。よろしくお願いいたします。

それでは、協議第 48 号「町名、字名の取扱い」について、説明申し上げます。

本編 11 ページ、また「個別調整方針及び説明資料」5 ページをお開きください。

第 7 回合併協議会におきまして新市の名称が「丸亀市」に決定されましたことから、合併後の町名について調整する必要がございます。前回の合併協議会での協議の中で委員の方からご提案がありましたように、2 町の名称は住民の方々が長く使用し、また愛着が深く親しんだ町名でありますことから、綾歌町、飯山町の名称を残し、住民の方々の郵便等での混乱を避けることなど考慮し、調整を図ってまいりたいと考えます。

そこで、調整方針といたしまして、本編 11 ページの囲みのとおり提案させていただくものでございます。

内容について読み上げさせていただきます。

町名、字名の取扱いについて

1 町・字の区域については、現行のとおりとする。

2 町・字の名所については、丸亀市においては現行のとおりとし、綾歌町及び飯山町においては、「綾歌郡」を「丸亀市」に置きかえ、続けて現行の町名、字名を表記する。

以上のとおりご確認を願うものでございます。

内容の補足説明を申し上げます。

資料編の 5 ページに 1 市 2 町の町名、字名の現状を記載しておりますが、丸亀市では 12 2 の町があり、また綾歌町、飯山町ではそれぞれ 7 つの字があります。1 市 2 町には重複する町名、字名がないことから、6 ページに記載しておりますように、新たに 14 の町名を加

え、新市においては136の設定町名として調整を図ってまいりたいと考えます。

さらに、7から9ページに、主として2町の住民の方々に関係する、住所の表示変更に伴う諸手続きにつきまして、主なものを記載しております。これにつきましては、関係機関みずからによる住所の変更や、みなし規程による住所の読みかえ等により、ほとんどのケースでは、住民の方々による住所変更の手続きは必要ないものと思われませんが、一部必要なものもあり、今後、合併までに関係機関に照会し、住所変更に伴う諸手続きについてのパンフレット等により、周知を図ってまいりたいと考えております。

9ページに、先進事例としまして、4合併協議会の調整方針を、さらに10ページに関係法令としまして、地方自治法の抜粋を挙げさせていただいております。

以上、調整方針、また個別調整方針の提案説明といたします。

よろしくご協議のほどをお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から協議第48号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 特にないようでございますので、協議第48号の取扱いについては、原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり確認といたします。

引き続きまして、協議第49号の「各種事務事業 各種福祉制度関係の取扱い(その2)」についてお諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。同じく調整班の岩滝でございます。

それでは、私の方から協議第49号「各種事務事業のうちの各種福祉制度関係の取扱いについて(その2)」についてご説明申し上げます。

本編につきましては12ページでございます。

各種福祉制度につきましては、「その1」といたしまして、第6回の本協議会においてほとんどの項目をご確認いただいております。今回は「その2」として、子育て支援関係という項目で児童福祉及び母子等福祉関係について提案させていただきます。

それでは、まず第1に、児童福祉関係につきまして、個別調整方針及び説明資料の15ページをご覧ください。

国、県等の制度に基づいて実施している事業につきましては、新市においても引き続き推進し、制度の充実に努めることが適当であると思われれます。また、1市2町が独自に実施している事業につきましては、これまでの実績を尊重いたしまして、新市において均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整を行うことといたしております。

次に、保育事業について説明をいたします。

まず第1に、保育料につきましては、13ページの階層別保育料一覧表をご覧ください。

徴収基準となる階層区分とともに、特に保育料の徴収額については、1市2町においてかなりの格差がございます。合併年度から平成18年度にかけて、新市における財政状況、近

隣市とのバランス、少子化傾向への対応等を総合的に考慮しました上で「保育料の額」を設定いたしまして、一時期にではなく段階的に調整をしながら、その設定目標額に平成19年度から統一することといたしました。

続きまして、18ページをご覧ください。

保育形態につきましては、中ほど、子育て支援の項目部分をご覧くださいただければご理解いただけたと思いますけれども、保育に欠ける児童、あるいは保育に欠けない児童の受け入れ体制には1市2町で明らかな違いがございます。それぞれ、今までの経緯や、現存の施設等の状況を考慮いたしましても、合併時から統一した保育の形態をとることは困難であると考えられます。また、飯山町が実施いたしております幼稚園との連携、いわゆる幼保一元化につきましても、国の動向等を踏まえた上で検討することとして、新市移行後も当分の間は1市2町それぞれ現行のとおりとして、随時調整することといたしました。

21ページをご覧ください。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画につきましては、今年6月に法案が国会を通過し、地方公共団体等に対しまして平成16年度末までに、5カ年を1期とした行動計画を策定することが義務づけられております。そのために、新市をにらんだ計画策定を合併までに推進いたしまして、新市移行後、速やかに統一するよう調整することといたしました。

次に、代表的な個別事業についての調整方針をご説明いたします。

17ページをご覧ください。

地域子育て支援センター事業につきましては、新市全域で実施するよう丸亀市、飯山町の例を参考に調整することといたしました。

続きまして、19ページをご覧ください。

子育て相談事業につきましては、子育て支援の充実を図るために、相談受付を増やすよう綾歌、飯山両町の例を参考に調整することといたしました。

22ページをご覧ください。

母子等福祉関係につきましても、国、県等の制度に基づいて実施している事業及び1市2町が独自に実施している事業は、先ほど述べました児童福祉関係の調整方針と同様といたしております。

そのほか、23ページには先進地事例、それから24、25ページには関係法令の抜粋をお示しいたしました。

以上、福祉制度関係におけます児童福祉及び母子等福祉の調整方針といたしまして、本編12ページの囲みのおり読み上げさせていただきます。

各種福祉制度関係の取扱いについて(その2)

[子育て支援関係]

(児童福祉)

- 1 国、県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- 2 その他1市2町が独自で実施している事業については、原則としてサービスの低下としないよう考慮し、新市として実施する。
- 3 保育料については、合併年度から平成18年度までの間、不均一として段階的に調整し、平成19年度から統一する。
- 4 幼稚園・保育所の保育形態や連携については、新市移行後も当分の間、現行のとおり

とし、随時調整する。

5 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画については、新市移行後、速やかに調整する。

(母子等福祉)

1 国、県が定める制度については現行の実施方法を調整し、新市として実施する。

2 その他1市2町が独自で実施している事業については、原則としてサービスの低下とにならないよう考慮し、新市として実施する。

以上、ご協議よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から協議第49号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

どうぞ、金澤委員さん。

金澤委員 飯山の金澤ですが、ただいま調整方針については国から示されておられませんので、国から示されたということですが、飯山町においては幼稚園、保育所も一貫教育ということで、10年も前からこれを実施いたしております。これは、子供の教育は特に幼児が大切ということで進めておるものでございますので、国の方針が示されるからやるんだというんでなくして、早急にこの問題については取り組んでいただきたいということを要望いたします。お願いいたします。

会長 ありがとうございます。

事務局から、どうぞ。

事務局長 飯山町さんにおかれましては非常に幼保一元化、今までの独自の取り組みとして先駆的に取り組まれております。

それで、この幼保一元化の1市2町の事務調整の中でも、当然そのような議論もした経緯を踏まえましてこの調整方針案になっておるわけでございますけれども、現況としましては幼保一元化を取り巻く環境と申しますか、政府におきましては経済財政諮問会議で本年6月に幼保一元化の制度化につきまして2006年までに検討すること、そういうことが示されております。そういうことで、そうなりますと、当然、法の改正とか、そういったことも出てまいりますし、それらの動向を見きわめながら検討すべきことであると考えております。

参考までに、丸亀市におきましても本年の香川県市長会にも幼保一元化の創設、いわゆる制度化に向けての要望を出しまして、全国市長会にも提案事項として出されておりますので、そういったことにつきましては検討すべき課題だというふうに認識いたしておりますので、よろしくをお願いいたしたいと思っております。

会長 金澤委員さん。

金澤委員 それであれですが、今そうしたことで方針を示されたんですが、綾歌町も来年度新しく幼稚園も建てられてるということございますので、ぜひともそういうことでお願いいたしたいということを要望して終わります。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。

どうもお待たせしました。

小松委員さん、どうぞ。

小松委員 綾歌の小松です。失礼いたします。

12ページの2番で、原則としてサービスの低下にならないように考慮しとあるのと、3番の保育料について、そしてそれが下の端に母子等の分ではこれもまた同じように原則としてサービスの低下とならないようにというようになっておりますけれども、今の世代を考えてみますと非常に子供さんが少なく、少子化とうたわれていますよね。その少子化とうたわれておる中で、目玉としてやっぱりこの説明書にあります、13ページ見ていただけたらありがたいんですけども。

何を言おうとしよるかと言いますと、説明書の13ページに3歳児未満とか児童を書いていますよね。そのあたりでもそうですけど、綾歌町になったらきめ細かく保育料というのがあるんです。ほかは割に大ざっぱで、結構高いところもありゃあ安くところもあるんですけどもやはりきめ細かく、合併するんであれば少子化を目玉といたしまして少しでも、給料が下がっている時代でございますんで、保育料が高くなるのはこれいかがかと思います。そのあたりを十分考慮していただけるように、考えていただけるのかいただけないのか、このあたりの答弁をお願いいたしたいんですが。

会長 ただいま小松委員さんからのご質問ですが、事務局の方でどうぞ。

事務局長 調整方針につきましては、平成18年度までの間、不均一として段階的に調整し、平成19年度から統一するとなっております。したがって、今、幾ら幾らにするかということは決めておりませんで、当然、新市として財政状況、そういったことも考えながら子育て支援をどうしていくかというような立場からも新しい保育料の設定ということを打ち出していかなくてはなりません。そういった今のお考えにつきましては、また1市2町分科会の中で議論が詰められていくものと思いますので、意見としてはお聞きしておきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

小松委員さん、いかがでしょうか。

小松委員 これ、愚痴みたいになるかと思いますが、行く行く考えるんでなく、合併するまでにある程度考慮してあげといて、19年から実施するのであればそれでも結構やけどな、19年になってから考えるんでなしに。今、就職がなくなって皆やめさせられていきよる世の中で、非常に給料も下げていかれよる世の中ですよ。このあたりを考えて、若い人が子供を産んで育てていけるということを十分考えてあげるのも一つの方策かなと思うんですが。このあたりをひとつ本当に綾歌、飯山、丸亀市が合併するに当たっての目玉として子供さんたちのこと、これがまたひいては我々にまた反映していくということですよ。長い目で見てあげるべきもんだと思いますけども、いかがですか。

会長 ありがとうございます。

小松委員さんからご意見がございましたんですが、事務局の方で。

はい、どうぞ。

事務局長 言われますとおり、これからは少子化が進んでまいります。特に、新しいまちづくりの中におきましても、自治間競争とかそういったことを考えますと、子育て支援のあり方ということは非常に重要な施策になってまいりと思っております。そういう観点十分配慮しながら、保育料のあり方等につきましても十分に検討はしていかなければならないものと思いますので、今ほど申し上げましたように、それぞれ担当部局におきましても1市2町間で調

整する中で十分にご意見は申し添えたいと思います。ただ、先ほど申しましたように、いついつまでに決めるかということのお話もございましたけども、できるだけ早く明らかにすることが望ましいわけでございますので、合併までに調整するというところに考え方については別段異論がございませんので、よろしく願いをいたしたいと思います。

会長 小松委員さん、いかがですか。

小松委員 それともう一つつけ加えてですけど、ここに母子等福祉とありますけど、父子等もあるんですよね、父と子供というのが。このあたりも忘れないように、ご配慮いただけたらと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

さらに、小松委員さんからのご意見、十分に事務局の方で念頭に置いていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ほかにないようでございますので、協議第49号の取扱いについては、原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ありがとうございます。原案のとおり確認といたします。

引き続きまして、協議第50号の「各種事務事業 ごみ・し尿収集運搬業務関係の取扱い」についてお諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。

それでは、協議第50号「各種事務事業 ごみ・し尿収集運搬業務関係の取扱い」について、説明申し上げます。

本編13ページ、また「個別調整方針及び説明資料」26ページをお開きください。

ごみ・し尿の適正な処理は、住民生活に直結した主要行政施策の一つであります。1市2町では、共同処理といたしましてクリントピア丸亀を初め、瀬戸グリーンセンターなど建設、整備を図っているところであります。さらに、大量生産、大量消費による使い捨て時代から分別収集の徹底を図り、ごみの減量化また資源の再利用やリサイクルの促進を1市2町とも図っているところであります。ごみ・し尿の収集体制及び方式、回数など、1市2町で違いがあることから、新市の一体性の確保を図りながら、調整に努めなければならないと考えます。

そこで、調整方針といたしまして、本編13ページ、14ページの囲みのおり提案させていただきます。

内容について読み上げさせていただきます。

ごみ・し尿収集運搬業務関係の取扱いについて

- 1 一般廃棄物処理計画については、新市移行後、速やかに策定する。
- 2 ごみ・し尿の収集体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 可燃ごみ、不燃ごみについては、次のとおりとする。  
(1) 収集回数については、可燃ごみは現行のとおりとし、不燃ごみは合併時に月2回と

する。

(2) ごみ袋の有料化については、平成17年度中に綾歌町の例を参考に調整する。

4 資源ごみについては、次のとおりとする。

(1) 収集回数については、合併時に月1回とする。ただし、飯山町の缶、瓶については、当分の間、月2回とし随時調整する。

(2) 紙製容器包装、プラスチック製容器包装の収集については、新市移行後速やかに綾歌町の例を参考に調整する。

5 粗大ごみについては、次のとおりとする。

(1) 収集方式については、合併時に戸別収集とする。

(2) 手数料については、合併時に綾歌町の例を参考に有料とする。

6 し尿については、次のとおりとする。

(1) 収集方式については、合併までに飯山町の例を参考に調整する。

(2) くみ取り手数料については、合併時に飯山町の例を参考に調整する。

7 浄化槽清掃業務における収集体制等については、合併までに調整する。

以上のとおり、ご確認願うものでございます。

内容の補足説明を申し上げます。

資料編の27ページをお開きください。

まず、収集体制につきましては、ごみ収集は、丸亀市・飯山町は職員等による直営、綾歌町は民間委託と2体制で、し尿は丸亀市は直営、綾歌町は民間委託、飯山町は直営と民間委託併用の3体制となっていますが、現行のとおり引き継ぐものと考えております。

また、可燃・不燃ごみ及び資源ごみの収集方式につきましてもステーション方式で、現行のとおりとしたいと考えております。

不燃ごみの収集回数は、1市2町違いがありますが、合併時に1カ月当たり2回の収集回数で統一したいと考えております。

また、ごみ袋の有料化につきましては、既に綾歌町が有料化を実施していますが、県下の他市の状況を見ますと、5市において有料化もしくは有料化に向けての取り組みを進めており、有料化の目的として、ごみの減量化、ごみ分別の徹底、負担の公平化、資源化の促進などが挙げられ、新市においてはごみ袋を有料とすることで調整したいと考えております。

なお、実施時期等につきましては、住民への周知期間などを考慮し、平成17年度中に調整いたしたいと考えております。

資源ごみの収集につきましては、分別品目また回数に1市2町相違がありますが、資源リサイクルの推進を図れるよう、地域性を考え調整することとし、容器包装品目についても新市移行後、速やかに容器包装リサイクル法により全市域での収集となれるよう図ってまいりたいと考えます。

28ページをお開きください。

粗大ごみにつきましては、収集方式は申込制の戸別収集で、必要時に随時収集することで調整したいと考えます。また、これにつきましては、合併時から有料とし、収集運搬手数料を定めてまいりたいと考えております。

家電4品目また動物の死体処理の手数料につきましても1市2町違いがございますが、飯山町の金額に合わせてまいりたいと考えております。



また、資源ごみの収益金につきましては、現在、丸亀市が実施しておりますように、住民による資源リサイクル推進協議会が集積し、その収益金を配分するという還元方式で調整したいと考えます。

なお、2町で実施しております、学校の廃品回収に対する補助金交付の制度は、廃止の方向で検討したいと考えております。

次に、29ページのし尿関係についてですが、収集方式につきましては、住民の方による申込制と計画収集の2方式で実施しています飯山町の例を参考に、合併までに調整したいと考えます。

なお、くみ取り手数料につきましても、同様の調整とし、30ページに現在の1市2町の手数料料金の比較表を参考までに記載させていただいておりますが、飯山町の手数料に合わせたいと考えております。

さらに、浄化槽関係業務につきましては、1市2町相違がございますが、収集体制等、合併までに調整を図ってまいりたいと考えております。

あと、31ページに先進事例といたしまして3合併協議会の調整方針を、さらに関係法令としまして32ページに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の抜粋、33ページから35ページにかけて「家電リサイクル法」、「家電リサイクル法施行令」及び「容器包装リサイクル法」の抜粋を挙げさせていただいております。

以上、調整方針、また個別調整方針の提案説明といたします。よろしくご協議のほどお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から協議第50号について説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

倉本委員さん。

倉本委員 説明については理解できるんですが、例えばごみ袋の17年度有料化、あるいは収集運搬手数料の有料化、この辺についてはやっぱり少し住民サービスの低下を招いてくるのではないかというふうな疑義がひとつ残るわけです。

ごみ袋については17年度中、それぞれ調整しているいろんな形で議論をさせていただけるという、一方ではそういう議論の場も設けられておるんですが、粗大ごみの収集運搬手数料についてはもう合併時にすぐに有料にするということで、これできれば17年度中、周知徹底を図る期間も設けていただければいいのかなと、一つはそういうふうに思うんです。

それともう一つは、綾歌町の例を参考に有料化にするということですが、例えば有料化の中で大は700円、中は500円、小は300円、それぞれ大とはどの程度の大きさとか、中とはどの程度の大きさというんがちょっと説明されておりませんので、この際ご説明をいただきたいというふうに思うんです。

それともう一つは、粗大ごみについては収集運搬手数料として取るわけですから、一方で持ち込みについても考えられますので、この辺についてはどういうふうな考え方があるのか、それを綾歌町ではどのようにやられておるのかお示しをいただいて説明を願いたいと思うものです。

以上です。

会長 ありがとうございます。

ただいま倉本委員さんの方からのご質問ですが、事務局からお答え願います。

事務局長 一部詳細な部分については、また分科会の会長が参っておりますので補足を願いたいと思いますけれども、特に粗大ごみの有料化の時期の話で、17年度中ということにできないかということでございますけれども、1市2町間の合併の協議の事務一元化の調整につきましては、基本的にはごみの処理、粗大ごみも含めてでございますけれども、有料化に向けて取り組もうということでございます。それで、この問題につきましてはいろいろ議論する中におきましても、ごみの資源化、リサイクル、そういったことを減量化も含めてですけれども、促進する上におきましても住民の皆さん方に応分の負担をお願いをして、そういった地球環境の問題でありますとか、いわゆる環境問題でありますとか、そういったことにもいろいろこれから事務事業が求められてまいります。そういったところにも相当な財源も要るわけでございますし、特に廃棄物の処理につきましては多額のコストを要しております。そういうことで、ごみの減量化というのは一方では非常に効果があるということで、綾歌町さんにおかれましては実績としまして特に住民1人当たりの排出量減単位が非常に低うございます。丸亀市の半分以下というような実態もありまして、そういうことを総合的に勘案しますと、県内におきましても多くの実態がそういった観点から踏まえて有料化という問題をとらえているというようなことでございまして、1市2町におきましてもそのような方向性を求めているわけでございます。

それで、粗大ごみにつきましても、可燃ごみ等の有料化の時期と同じくというようなお話でございますけれども、可能な限り1市2町間で合併時にそう差異がないというような調整方針、そういったことは原則的に住民の負担、公平の原則、そういったことから考えますと、それは調整をしていかななくてはならないという考え方がございます。そこで、粗大ごみにつきましては、収集が申込制というふうなこともございまして、周知等につきましては、合併までにいろいろと可能じゃないかというような分科会等の判断もございまして、合併時にはそういった体制がとれるんじゃないかというような意見集約がなされたものでございます。よろしくご理解をお願いをいたしたいと思えます。

あと、分科会の会長の方からまた補足等の説明をお願いいたしたいと思えます。

会長 どうぞ。

武田分科会長 失礼します。丸亀市の武田と申します。廃棄物担当をいたしております。どうかよろしくお願い致します。

それでは、先ほどご質問がありましたので、簡単に説明をさせていただきます。

ごみ袋の関係につきましては、ごみを有効にリサイクルするという観点から、ご存じのとおり、ごみ袋排出の公平性、各家庭から出されるごみの袋の公平性が一番、それからごみの分別でリサイクルをしていただくと、それから生ごみについてはコンポスト等を使っていただいで堆肥で利用していただくと、そういったことから、今回分科会の中で十二分に協議した結果、有料にすべきでないかということでもとまりましたので、よろしくをお願いいたします。

それから、次の問題でございますが、粗大ごみの大・中・小はどの程度かというご質問でございますが、現在1市2町で綾歌さんが有料化しているのはご存じのとおりでございますが、綾歌さんの方で大・中・小のマニュアルを現在つくってございます。それは、今のところ果たして丸亀市並びに飯山町に適用するかということで、いろいろ議論がございました。中

には、特別大きなごみもあるし、特別小さいごみもあるというところから、それを参考に、今後さらに精密なマニュアルをつくっていかうということで現在集約しておるところでございますので、よろしく願いをしたいと思えます。

それから、次に、持ち込みについてはどんな処理をしているかというご質問だろうと思えますが、綾歌さんについては現在、個別収集をいたしておりまして、収集したときに納入伝票を切るなり、支払いを大が700円、中が500円、小は300円ということで、その場でお支払いを受けている場合もあるようにお聞きをいたしております。今後は、できたら納入伝票切って振込制度にしたらどうかということで意見も詰んでおりますが、最終的には支払方法については、今後、有料化になるまでにマニュアルと、それから支払方法について決定していかうという考えでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思えます。

会長 どうもありがとうございました。

倉本委員さん。

倉本委員 はいわかりました。

会長 まだ足りなかったかな。

はい。

武田分科会長 それから、ちょっと申しおくれましたが、個人が持ち込んだ場合でございますが、これは今のところクリントピアの方で最終的に結論は出ていないようでございます。ただ、クリントピアの方の所長さんの話をお聞きしますと、重量制でいくか、あるいは1市2町が進めております1個幾らという方法でいくかということの結論は出ていないようでございますので、よろしくお願ひします。

会長 どうぞ、倉本委員さん。

倉本委員 説明はわかりました。ただ、ただいまも事務的処理とか、あるいはいろんな周知の方法とか、あるいは協議の今後の推移ですね。そういうものについて非常に未確定の部分が多いというふうに考えられますので、できれば合併時というものは取り外していただいて、17年度中に周知徹底ができるのであれば有料化すると、そういう方向でお願いをしたいと思うんですが。

会長 倉本委員さんの方から、さらに質問でございますが、事務局の方考え方。

松尾委員 かまいませんか。

会長 松尾委員。

松尾委員 綾歌町の松尾でございます。

今議論の中で、綾歌町の例を参考にして有料化云々をされておりますが、事務局から先ほど説明がありましたように、私はやはりできるだけ不均一な住民の皆さん方に負担をかけるということとはできるだけ少なくすべきであろうと、できるだけ合併時までに詰めるべきは詰めて、同じような体制でスタートするということが理想であろうと思っております。過去にも何件かやはり不均一な負担でということでお互いに了解し合ったものはあるんですが、そこらあたりもぜひ検討いただいて、今議論されておりますごみの有料化等につきましては、時代の流れとしてある程度やむを得ない部分も私はあるだろうと思えますし、これから合併までまだ1年有余の時期がございますから、できるだけ周知徹底を図って、極力同じような体制でスタートするようにぜひご検討いただければありがたいなと。これは、私の方の町だけの事情じゃなくして、全体としてそうあるべきであろうというように思っております。

別段、丸亀市の議長に反論する意味合いではございませんですけど、申し上げておきたいと思います。

会長 松尾委員さんの方からのご発言ですが、倉本委員さん。

倉本委員 私も、助役さんが言われるように、できるだけ負担の公平を図るということについては同意をいたしたいと思います。ただ、協議が煮詰まらない場合、いろんな周知とかいろんな協議がですね、事務的協議とか、あるいはいろんな段階で周知徹底ができるかできないのかということがもしあるとすれば、今後要望しておきたいというふうに思うんですが、協議が調わない場合は少し延ばしても協議を詰めていただけるような体制でお願いをしておきたいと、こういうふうに思います。いろんなご議論があろうかと思いますが、ただ私ども丸亀市としてはやっぱり今まで無料であったものが有料になるという意味では、非常にそれぞれいろんな考えもあろうかというふうに思いますので、できるだけこういう方向で協議をしていくことについてはやぶさかではないんですが、ただいろんなご議論があろうかと思しますので、その辺よろしく協議をしていただいて、あるいは調整をしていただけるという方向で、もしできるのであればそれはそれで結構ですが、できないとすれば延ばしていただけるようお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

今、倉本委員さんからのさらにご質問いただいたんですが、事務局の方でお答え。

倉本委員 要望です。

会長 もう要望ですか、いいですな。

倉本委員 協議が調ったら。

会長 どうもすみません。

はい、どうぞ。

武田分科会長 それから、もう一点私の方からご説明申し上げます。

粗大ごみについては、現在、ご存じのとおりクリントピアの方に搬入しているのが現状でございます。丸亀市で例を申し上げますと、平成13年度で496トン、それから14年度で726トンということで、7割ぐらいの増加になっておりますが、年々年々増加しているのが現状でございます。ということは、既に無料やからということでどんどんどんどん、個別収集のため職員が収集してそのまま大量にクリントピアに捨てられてるというのが事情でございます。それで、クリントピアといたしましても、1年間に2回ほどリサイクルフェアを実施しているのをご存じだろうと思っておりますけども、そういったことでできるだけ早く有料にしてリサイクルに努めたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

会長 それじゃあ、先ほどの倉本委員さんのことにつきましては、ご要望として十分に検討をしなければいけないとも思っておりますので、ご理解いただきます。

ほかにはございませんか、ほかに。

廣田委員さん、どうぞ。

廣田委員 綾歌の廣田ですが、ごみの収集体制について個別調整方針、綾歌町、飯山町に民間、直営ございますが、現行のとおり新市に引き継ぐということでした。これをこのままずっとするんですか。途中で協議してどっちかに決めるというようにするんですか、どのようにするんですか。

会長 廣田委員さんからのご質問ですが、どうぞ。

事務局長 ごみの収集体制につきまして、今、現状直営でやってるところ、また民間委託でやっておるところを踏まえまして、今後の方向性のご質問を賜りましたけれども、当然新市におきましては行財政改革は推進していかなくてはなりませんし、先ほど新市建設計画の中でも行財政改革の中で民間活用導入というような字句の調整もされております。したがって、ごみ問題だけではなくて行政分野のいろいろなところを十分にチェックをいたしまして、新市移行後におきまして950人体制を目指す中でいろいろな事務事業について民間活用が可能なものについては当然検討していくべきこと、それはごみ問題だけにかかわらずさまざまな分野でもあろうかと思えます。そういうスタンスで新市としては当然望まなければ950人体制のという方向性というのはなかなか難しいところがございますので、ひとつそういうことをご理解を賜りたいと思えます。

以上です。

廣田委員 わかりました。

会長 廣田委員さん、よろしいですか。

廣田委員 はい。

会長 それでは、ほかにないようでございますので、協議第50号の取扱いについては原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり確認いたします。

それでは、もう時間も大分経過いたしておりますが、あとわずかでございますのでご辛抱願ったらと思えます。

続きまして、協議第51号の「各種事務事業 学校教育関係の取扱い」についてお諮りいたします。

事務局から説明願います。

事務局 失礼いたします。

それでは、協議第51号各種事務事業のうちの「学校教育関係の取扱い」についてご説明申し上げます。

本編15ページ、「個別調整方針及び説明資料」につきましては36ページからでございます。

学校教育関係事業の調整に当たりまして、教育の目的である「心身ともに健康な国民の育成」を実現するため、これまでの各市町の歴史や経緯を踏まえながら、教育環境の整備充実に努めるとともに、特色ある教育活動に配慮しながら、新市において、学校、家庭、地域社会がそれぞれ教育機能を発揮できるよう、相互に連携と協力を積極的に推進する必要がございます。

幼稚園関係から説明させていただきます。

36ページをご覧ください。

現在、1市2町では、10の公立幼稚園があり、資料にはお示しいたしておりませんが、2つの私立幼稚園があります。さらに、綾歌町では、国道32号バイパスの建設に伴い、その計画線上にある既存の幼稚園を移転せざるを得なくなったことによりまして、通園区域を町の全域として、平成16年度中の開園を目指して、新しい幼稚園の建設計画が進め

られております。幼稚園につきましては、さきにご確認をいただきました保育所関係と関連したしまして、既存の施設や運営形態、私立施設との連携等も考慮した上で、保育年齢、いわゆる就園年齢は当分の間現行のとおりとし、新市になってから随時調整することといたしました。

次に、保育料につきましては、新市の住民間で不均衡が生じないように統一する必要があり、新市の財政状況、近隣の市とのバランス、少子化傾向への対応等、総合的に検討しながら、なおかつ、保育所ほどの格差もないことから、平成18年度から統一した保育料を徴収するよう調整することといたしました。

また、39ページをご覧ください。

預かり保育につきましては、丸亀市では、保育に欠ける幼児の対応は、保育所で行っておりますことから、幼稚園では実施いたしておりません。飯山町では、さきにもお示しいたしました就園年齢を、保育所と幼稚園ではっきり区別いたしておりまして、幼稚園での預かり保育を実施いたしております。綾歌町では、丸亀市と飯山町双方の対応を実施しております。このようなことを踏まえまして、当分の間は、現行どおりといたしまして、新市において随時調整することといたしました。

次に、学校の学期制につきましては、丸亀市では、ご存じのとおり、今年度から公立の学校はすべて2学期制を採用いたしております。しかし、綾歌町、飯山町両町では、従来からの3学期制です。完全週5日制の開始を受けまして、授業時間数が減少したことにより、学習カリキュラムが窮屈になった上、校内行事を減らさざるを得ないといった理由から、県内外の教育委員会や県下の公立高校等でも2学期制を採用するところが増加いたしております。このようなことから、2学期制のメリット、デメリットを、今後十分に調査・研究するとともに、実践主体の学校や教師の意識の改革、保護者や地域の協力と理解を求めることを前提として検討いたしまして、合併時に統一するのではなく、新市の教育委員会にゆだねることといたしました。

主な事業の個別調整方針につきまして、説明をさせていただきます。

43ページをご覧ください。

教職員の資質の向上はもとより、将来を見据えた教育環境の整備充実を図ることを前提とした事業といたしまして、教育研究所につきましては、調査研究や研修を行い、実態に即した教育及び学習の振興並びにその成果の普及を図るよう丸亀市の例を参考に調整することといたしました。

44ページをご覧ください。

不登校児童生徒の防止対策と心のゆとりが持てる環境づくりを目的とした事業の推進といたしまして、適応指導教室は、1市2町それぞれ開設いたしておりますことから、新市においても同様に開設することといたしました。

また、45ページをご覧ください。

心の教室・相談関係事業につきましては、新市におきましても児童生徒に対する心のケアは重要かつ必要でありますので、より充実した事業として推進するよう速やかに調整することといたしました。

47ページ・48ページをご覧ください。

青少年育成関係につきましては、1市2町それぞれで実施しております事業における組織や

方法、あり方等、これまでの実績を踏まえながら、基本的には平成17年度から統一するよう調整いたしております。

そのほか、49ページから51ページにかけまして、先進事例と関係法令等の抜粋をお示しいたしました。

以上、学校教育関係の取扱いについての調整方針といたしまして、本編15ページの囲みのおり読み上げさせていただきます。

学校教育関係の取扱いについて

- 1 幼稚園の就園年齢については、新市移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。
- 2 幼稚園の保育料については、平成18年度から統一する。ただし、合併年度及び平成17年度は、それぞれ現行のとおりとする。
- 3 預かり保育の保育時間や利用者負担については、当分の間、現行のとおりとし、新市において随時調整する。
- 4 学校の学期制については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

以上、ご協議よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から協議第51号についての説明がございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

小松委員さん。

小松委員 綾歌の小松です。

それでは、また失礼いたしますけども、中に1番、3番、4番に「当分の間」というのがあるんですけども、この「当分の間」というのはどれぐらいの目安を考えておられるのか、まずその点について。

会長 ただいまのご質問、事務局から説明願います。

事務局長 ただいまご質問を賜りましたけれども、それぞれ本文の1、3、4につきまして「当分の間」の字句を入れさせていただいておりますけれども、これにつきましては今の現段階での具体的な明示というのは、非常に新市移行後のいろいろな諸条件の、もし仮に統一するとすれば、整備が必要な等の条件もございますので、これにつきましてはそういう字句になっておりますけれども、いずれにいたしましても先ほどもごみの問題でもありましたけれども、新市としての一体性、そういったことからできるだけ早くやるという前提は当然立たなければならぬと考えておりまして、ただ現状としてはそれが具体的にいついつということが示されないということで、よろしくご理解を賜りたいと思います。

会長 小松委員さん、はいどうぞ。

小松委員 新市として合併しいくんでしょう。そしたら、ある程度目鼻というのは立てとくべきでしょう。それが目鼻が立たんと、ただ後回しやちゅうんではいかなものかと思うんですけどな。

会長 どうぞ、事務局。

事務局長 個々の対応については、分科会の会長の方から。

会長 それじゃあ、どうぞ。

分科会の会長ですな。はい、どうぞ。

富家分科会長 失礼いたします。学校教育課の富家です。よろしくお願いたします。

特に、4番からお答えしたいと思っておりますが、この4番の「当分の間」につきましては、綾歌町又は飯山町におきましても今のところ研究、あるいは既に飯山町においては中学校だけはやってみようかというような、そういう試みで臨んでおると聞いております。綾歌町さんの場合にも、教育委員会では一応、合併するまでは3学期というふうに考えているけれども、既に学校又はPTAの方には研究をするようおろしておるといふふうにも一応聞いておりますので、新市の教育委員会にゆだねるといふことになっておりますので、これはできる限り早くといふふうに考えておりますが、何分書いてありますように、メリット、デメリットの問題その他ございますし、PTAの皆さん、保護者の皆さんの理解等もございますので、そういうものをないがしろにしてというわけにはいきませんものですから、そういうものを早急に諮りながら、できるだけ早くといふふうに考えております。

それから、幼稚園の就園年齢ということにつきましては、これも今立てりが非常に違うものですから、これにつきましては私の方から言っていいのかどうかちょっとわからないんですが、やはり幼保一元化の問題であるとか、民営化の問題とか、いろいろあると思いますので、そういうものも踏まえながら、これにつきましても早急に解決すべく努力をしていかなければいけないといふふうに考えております。

楠見分科会長 教育総務分科会の丸亀市の楠見です。

3番の預かり保育のことの「当分の間」といふことのご質問でございますが、丸亀市においては当然預かり保育をやっておりませんで、飯山町、綾歌町さんの方にお願いたしまして、なるべく早く調整していただきたいといふことは申し上げております。

2番と当然幼稚園の保育料との関連があるといふことなんで、預かり保育と、それから幼稚園の保育料合わせてどれぐらいになるかと。あと、先ほどから申し上げております保育所の保育料の話等の整合性をもちながら、早く調整をとりたいといふ、それぞれ綾歌町、飯山町さんのご意向ですんで、当分の間といひましても、そんな遅く時期にはならないだろうと考えております。

以上でございます。

会長 小松委員さん、どうぞ。

小松委員 今のでは答弁なっとらんじゃない。全然わからんですわ。当分の間というたら、平成どのぐらいを目標にとか言われるんであればわかってもらえるやけど。

それと、今言う預かり保育にしたってそうやけど、どのように統一するんかさえまだ決まっていな感じですよな。そんなん決まるともせんのに、こうやって挙げてくるというのは、それこそ不自然みたいな気がするがな。ある程度煮詰めて、目安を立てて提案をするべきものであろうかと思うんですがな、いかかがお考えかな。

会長 小松委員さんから再度あのようなご質問ですが、なお説明できますか。

事務局長 私の方から、内容がすべて決まっていな段階で提案といふことにつきまして、考え方につきましてお答え申し上げたいと思っておりますけれども、合併協議のありようによりましては、それぞれの1市2町のやり方というのがそれぞれ独自のやり方をやっておる部分でございます。そういうもので、市町それぞれの事務の中で今までいろいろと取り組んできたこと、それを最終的には調整をしなければならいんですけれども、合併までに調整が可能なもの、そして合併時に即調整は難しいもの、そういったもの、それはいろんな諸条件、先ほ



どそれぞれの分科会の会長さんの方からのお話がありましたけれども、行政側だけで対処し切れないという部分もございます。そういうことで、この調整方針にご確認をいただきまして、具体的に調整に入っていくという分もございますので、ぜひともすべてがこの協定項目としてすべて100%明示できるというやり方、それが先進地の合併の調った自治体でもそういう調整方針のもとにやっているということをご理解を賜りたいと思います。

会長 小松委員さん、いかがですか。

小松委員 いや、わからんことはないんやけどな、やはり子供を持っている親御さんとやっぱり執行部がように相談してもうてやらんと、子供がおらんようなやつばかりが寄って相談したって何もならんでしょうが。僕、今本当に聞きたい言葉は、ご父兄と相談しよんじやと、それでどうするかということを決めていくんじやがということが一番大事なことをやろう。そういう言葉が一つも出てこへんじやないの。全然子供さん持っとらん者がああじゃこじゃと言うたって、それは成り立たんもんです。やっぱり若い人の奥さん方や、そのあたりによく相談してあげて、少しでもええように考えてやるように、そういう答えが欲しいわけです。わかっていただけますか。

会長 小松委員さんからの再度のご質問ですが、事務局から何か申すことございませんか。

事務局長 今のご指摘につきましては、十分承知させていただきまして、できる限り新市としての体制づくりに努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いたいと思います。

会長 よろしいですか、小松委員さん。

小松委員 はい。

会長 ありがとうございます。

ほかに。

高木委員さん、どうぞ。

高木委員 高木でございます。

先ほどの2学期制の答弁の中で、綾歌町の特別委員会で実はこれ質問に出ました。うちの綾歌町の教育長は、2学期制のメリット、デメリットをいろいろ考慮した結果、綾歌町においては2学期制をとらないとはっきり明言されました。できれば、今考慮中だというような説明がありました。メリット、デメリット、こういったことは当然丸亀さんが実践されておるのですぐわかることで、今、小松委員が現場の人の奥さん方の声をいろいろ聞けというふうな質問がありましたけども、丸亀の方からもかなり聞こえております。ぜひ、こういったことは速やかに研究されまして、17年度からの合併においてはもう2学期制にするか3学期制にするかはっきりと決めてあげるのがご父兄の方の考えなりをはっきりさせ、安心させるというふうになるのではないかなと、こういうふうに思っております。

それともう一点は、子供を教育する先生の件なんですけど、先生についてはやはり1市2町合併すれば、1市2町で交流をされるんか、従来どおり、それこそ当分の間は郡内で先生をいろいろな関係で異動をさせるんか、そのところを教育委員会の方で答弁できる方がいらっしゃったらお答えをいただきたいと思うんです。

2点。

会長 小松委員さんからのご質問ですが……。

高木委員 高木です。

会長 いやいやいや、先ほどのと一緒に言おうと思ったから、小松委員さんのと2つの、お二人の出たからつい間違えまして失礼しました。

高木委員さんからの質問ですが、お答えできますか。

はい、どうぞ。

富家分科会長 教職員の場合の人事の件ですが、これにつきましては既に丸亀と、それから飯山町、綾歌町は中讃教育事務所の管内に入っております、これにつきましては今のところ丸亀と仲多度、善通寺は郡市交流という形では全然なくて、同じような形で動いております。ただ、同じ管内ではあるんだけど、綾歌郡と、それから坂出市はちょっと差をつけているというふうに一応なっておりますけれど、今のところ案外自由に動ける形に、中讃事務所というところが人事をやっておるものですから、この場合は完全に綾歌・飯山は綾歌・飯山町で、丸亀は丸亀ということにはならないというふうに一応考えております。

以上です。

会長 高木委員さん、今の説明ですが、いかがですか。

高木委員 今のお答えで、1市2町合併時には先生の交流も、従来郡市交流があったのは十二分に知っておるんですが、それ以上に先生方の交流を異動を図るということで理解をいたしました。

もう一点、2学期制についてのメリット、デメリットの質問なんですが、まだ十二分に研究してないのか、しとるんか。しとるんであればここで答え願いたいし、まだまだ実は調査中なんだというのであれば、そういった答弁をいただいたら構いませんので、よろしくお願ひします。

会長 高木委員さんの方から重ねてのご質問ですが、今言われたことでの説明できますか。

はい、どうぞ。

富家分科会長 先ほどの人事の件、ちょっと勘違いしておりましたが。新丸亀市となりますれば、人事はもう完全に自由に同じように旧丸亀市も旧飯山町、綾歌町も全く同じになっておりますので、自由に同じような人事が行われると思います。

それから、2学期制のメリット、デメリットにつきましては、私たちはメリットだと確信をして踏み切ったわけではありますが、何分やはり学校の中で実際に実施していく場合には、いろんな委員会で考えていたこととは違うようないろんな問題点があるようですので、この1年間全学校がモデル校のような形で問題点を出し合って、本当に悪いところも全部出し合って、そのような問題解決をしながらよりよい方向に進めていこうということで検討委員会をもう一年残しまして、今回も調査をいたしまして、本当に生の保護者の意見をどんどん出していただきました。しかし、その調査の結果では、いろんなマイナス面がたくさん赤裸々に出てまいりましたが、感触といたしましては丸亀市の学校が本当にびっくりするような変わり方をしております。特に、今までどちらかという見直しをしないで例年どおりというようなこともすべてについての見直しが図られまして、正すべきところは正し、まだ古いものというか、いらぬものはのけて、新しいものをまた新しく生み出していくというような、そういうふうな方向に大きく変わっておりますし、子供たちの方は案外これに対して学校がよい方向に変わってきているというような感触を受けております。ただ、保護者の方にはそれがまだまだ十分浸透していないということもありまして、私たち検討委員会また小委員

会の中で、今後どういうふうな取り組みをしていけば皆さんにわかっていただけるのか、また皆さんに喜んでいただけるような、そういう2学期制にするためにはどのようにしたらいいかというようなことについて、いろいろまだ検討しているところでありますが、今の段階では3学期制よりも2学期制の方がいいというふうに感触を今の段階ではつかんでおります。

以上です。

会長 どうぞ、なお。

高木委員 今の答弁聞いてますと、どっちが本当かわからんですね。皆さん、そう感じられたと思うんです。子供はいいんですけど、父兄は悪いんです。どっちがどうかさっぱりわからん。本当によければ、うちの教育長も当然勉強されとるんで、綾歌町も当然これに移行したいというふうな発言があるはずなんですけどね。うちの方は、はっきりと2学期制をとりませんというふうに、この間、特別委員会ではっきり言われましたんで。やっぱり、我々は専門家でないんですけど、やはり何かあるのかなという気がしたんで質問させていただきました。

今の答弁を聞くと、やはり勉強中だというふうな感じはいたしますので、早急に勉強していただいて、これはいいか悪いかをぜひ早目に結論出していただいて、新市移行の時点においてははっきりと決めてあげるというふうな方向を進めていただきたいと思います。

終わります。

会長 ただいま、高木委員さんからのご意見十分にこちらの方でも念頭において、慎重に進めていきたいと、このように思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ないようでございますので、協議第51号の取扱いについては原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり確認といたします。

それでは、「議事(3)その他」に移りますが、今回の合併協議会の日程についてでございますが、「議会議員の定数及び任期の取扱い検討小委員会」の松尾委員長から、事前に私まで「議会議員の定数及び任期の取扱いの協議をお願いしたいので、当初の予定である12月24日の前に合併協議会の日程の追加をお願いしたい」との要望がありました。この取扱いにつきまして、事務局から説明をいたさせますので、お願いします。

どうぞ。

事務局長 第1回の合併協議会で確認された「合併協議会会議日程等確認事項」によりまして、協議会の開催日は「原則毎月第4水曜日とする。必要に応じ第2水曜日にも開催する。ただし各市町の議会月等については、別途調整する。」となっております。

12月は1市2町とも議会月であるため、第2水曜日である12月10日の開催は困難な状況です。

つきましては、事務局といたしましては、12月中旬に追加の合併協議会を開催することで日程調整し、調整ができ次第、委員のみなさまにご通知いたしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、12月24日の合併協議会につきましては、当初の予定どおり開催いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

会長 ありがとうございます。

ただいま、合併協議会の日程の追加の取扱いについて事務局から説明がございました。

今後、12月中旬で日程を調整し、決まり次第、委員の皆さんにご連絡をいたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で予定をいたしました案件につきましては終了いたしましたわけですが、せっかくの機会でございますので、委員さんから特にご意見ございましたらお受けいたしたいんですが、いかがでしょうか。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 特にないようですので、一言お礼申し上げたいと思います。

以上で本日予定をされておりました日程はすべて終了いたしました。

本当に長時間にわたりまして、終始ご熱心にご協議をしていただきまして誠にありがとうございました。

今後ともみなさまのご協力を賜り、1市2町相互における信頼のもとに、新市11万都市を目指して予定のスケジュールが円満に進みますことを切に願っております。

では、協議会はこれで散会といたします。本日は誠にありがとうございました。